

令和 8 年度 第 2 回
杉戸町総合振興審議会 会議録

期 日 令和 8 年 7 月 1 6 日（木）

場 所 杉戸町役場 第二庁舎 2 階第 1 ・第 2 会議室

会議録様式

審 議 会 名	令和８年度第２回杉戸町総合振興審議会
開 催 日 時	令和８年７月１６日（木） 午前９時３０分～午前１１時３０分
開 催 場 所	杉戸町役場 第二庁舎２階第１・第２会議室
会 議 の 議 題	議事１ 実施事業の評価 ＜対象事業＞ ア 安心して学べる環境づくり事業 イ 空き家対策事業 ウ 男女共同参画事業
公開・非公開の別	公開 ・ 非公開 （公開の場合傍聴者数 ３人）
	（非公開の場合理由）
出 席 委 員 氏 名	【出席委員】 木村三樹男、折原奈緒美、板橋昇、岩浪一宏、横井正樹、 染谷美由紀、水野順子、中里圭介、菊地信一、青木恵理、 新井晃、茂利浩幸、吉倉信広 【欠席委員】 鈴木豊、佐々木誠
審 議 の 概 要	
上記の議題について審議を行った。 詳細は別紙のとおり。	

審議概要

議事1「実施事業の評価」

ア 安心して学べる環境づくり事業

学校教育課より説明。

<説明概要>

- ・不登校傾向や発達障害の児童生徒に対する「少人数支援室」の設置状況や支援内容について説明。町内4校に配置し、個別指導を中心に運用している。
- ・少人数支援室の役割は、校内での居場所確保と、個々に適した学習・心の支援である。教員免許保有の学習指導員を週3日、2名体制で配置している。
- ・令和7年度は89名が利用し、29名が教室復帰を果たしたほか、欠席数の減少などの成果がみられた。なお、民間フリースクール等の利用者は19名である。
- ・現状の課題として、教材の個別最適化の充実や、校内外の関係機関との連携強化が挙げられており、ICT活用も推進中である。

質疑応答

(新井委員)

説明を聞いて、ここまで子どもたちに寄り添ってくれているのかと知り、逆に安心いたしました。また、今現場で抱えている課題の共有ということで、かなり具体的な人数を教えていただき、非常によく分かりました。それを教えていただけて嬉しかったというのがまず率直な感想です。我々としても、できることは協力していかなければならないと改めて認識しました。

その一方で、先生たちの業務過多といいますか、きちんと休みが取れているのかと心配になってしまいましたが、いかがでしょうか。

(学校教育課)

教員の働き方改革について、様々なニュース等でお聞きすることが多いと思いますが、現状、杉戸町でも働き方改革を進めております。ただ、この働き方改革の一番の目的は、教員が早く帰ることではなく、子どもたちに向き合

う時間を確保することにあります。多様化・複雑化した状況に対して、少しでも先生たちが子どもたちに寄り添えるよう、日課表を工夫して放課後の時間を確保するなどしながら、子どもたちと向き合う時間を確保しております。教育委員会でもフォローし、学校としても工夫して経営を行っておりますので、ご承知おきいただければと思います。

(水野委員)

1点目に、資料5-2の1番の回答で、未設置の学校でも組織的な対応を継続しており、とありますが、設置している学校と未設置の学校でどのような違いがあるのでしょうか。

2点目に、学習指導員と教育支援員がいらっしゃいますが、何か大きな違いがあるのでしょうか。

(学校教育課)

まず1点目の、設置している学校と未設置の学校の違いについてです。設置している学校には専用の教室がございます。そこに学習指導員が2名、週3日ずつ配置されており、常にその教室にいるような状況を作り上げています。そのため、児童生徒が突発的に来ても、そこで話を聞いたり勉強したりといった対応ができるのが、少人数支援室を設置している学校です。

一方で、設置していない学校の場合は、教育支援員や学習指導員を配置し、学校の中で計画的に、例えば「この時間は1年1組に入ってもらおう」「この時間は2年1組に入る」「この勉強が少し苦手だから取り出して勉強を見てあげる」など、流動的に対応する点が大きな違いになります。

2点目の支援員の違いについてですが、学習指導員は教員免許を保持しており、経験や専門的な知識があるため、児童生徒を取り出して学習を教えることができます。対して、教育支援員はあくまで生活の支援をしたり、教室の中で困っている子に声をかけたり、一緒に手伝ったりするといった内容であり、それぞれ役割が異なります。

(水野委員)

指導する先生の違いではなく、内容的な違いをお伺いしたかったのです。例えば、実施している学校に西小学校や高野台小学校が入っておりませんが、両校とも子どもたちの人数がかなり減っており、空き教室はたくさんあると

思います。そうすると、学習指導員や生活支援員がいらっしゃるのに、なぜ同じように設置ができないのかと思ひまして。設置校と未設置校でやっていることがどう違うのか気になり質問させていただきました。

（学校教育課）

空き教室がある場合でも、未設置の学校については、校長の学校経営方針も加味しながら、当課と相談して行っているところです。そのため、流動的な方法で対応している学校と、固定の教室で対応している学校と違いがあり、そのあたりはいろいろな関係者と相談しながら進めているので、違いが出ている状況になります。

（岩浪委員）

学校内での居場所作りを一番の目標にしているのであれば、学習支援員などが全ての学校に配置されているのですから、空き教室等を利用すればどの学校でも設置できるのではないかと感じています。不登校の子どもについては、既存のクラスにどうしても行けないという人が多いと思います。そういった子どもたちにとって少人数支援室のような教室があれば通学しやすくなると思いますが、いかがでしょうか。

（学校教育課）

学校の状況によっても違いますが、少人数支援室を設置することはとても良いことであり、居場所作りとして重要であると認識しています。ただ、設置していない学校に関しては、教室の中に支援員が1人入ることによって多様な子どもたちの支援ができるというメリットもあります。設置については、各学校の状況や校長先生等の意見も踏まえながら検討してまいります。委員のご意見も今後の参考にさせていただきます。

（染谷委員）

未設置の学校は、学習指導員が定期的に各クラスを回っているかと思いますが、少人数支援教室のある学校では、指導員が各教室を回ることはあるのでしょうか。

(学校教育課)

基本的には少人数支援室に常駐しておりますが、例えば教室に誰も来ておらず教材の準備等もない場合には、教室に戻った子どもたちの様子を見に行くことなどはあります。

(茂利委員)

説明の中で、少人数支援室を利用する児童生徒の理由として、不登校や学力不振、発達障害などの様々な理由があると思いますが、例えば不登校には本人の問題だけでなく家庭環境に要因があるケースもありますし、発達障害についても本人だけでなく親御さんにも同様の傾向があるなど、様々なケースが想定されます。こうなると、本当に教育現場だけではなくて、福祉関係との連携も当然必要になるのかなど。根本的な原因を探るには、教育現場だけでなく福祉関係との連携が当然必要になると思いますが、現在はそうした連携が図られているのでしょうか。

(学校教育課)

現在も福祉課や子育て支援課、適応指導教室等と連携を図っており、町に配置されているスクールソーシャルワーカーや県配置のスクールカウンセラーとも連携して対応しております。しかし、なかなか支援が行き届かない部分もありますので、引き続き関係機関と連携を強めていきたいと思っています。

(会長)

私は「校長の学校経営方針」というのがよく分からないのですが。基本的にはどの学校も同じような問題を抱えているはずなのに、それが学校経営方針とどう関わるのでしょうか。

(学校教育課)

1つの学級の中で、不登校の数は少なくとも支援を必要とする子どもたちが多くいるクラスや、不登校自体が多い学校など、学校や学級によって状況は様々です。そのため、少人数支援室を設置するに当たっては学校の状況を十分に踏まえて検討し、学習指導員が各クラスを回るパターンにするのか、固

定の部屋を設けるパターンにするのかなど、どの形が学校にとって一番良いかを常に考えております。その判断が学校経営方針に反映される形となります。

（板橋委員）

今の説明に補足いたしますが、以前は学校の中で課題を抱える子どもたちの受け皿といえば保健室でした。体調不良や授業についていけない子どもたちの基本的な受け皿となっていたのですが、子どもたちの問題が多様化する中で、保健室が心の健康だけでなく学習支援まで担うのは困難になってきました。そのため、各教室で支援員が対応するようになってきましたが、それだけでは対応しきれないケースが増えたため、少人数支援室を作ってそこで過ごせるようにしようという取組が始まったという経緯があります。

一方で、まだそこまで大々的に設置しなくてもよいのではないかという考えを持つ校長先生もいらっしゃいますし、「子どもは大勢の中で揉まれて育つことで正常な発達をする」という考えを持つ先生もいらっしゃいます。学校の中で空き教室や支援員を活用しつつ、現在の体制でまずは頑張りたいと判断される校長先生もいらっしゃるため、学校経営を担う校長の方針によって違いが出ています。町全体としては理想とする方向を目指して進めていますが、現状ではすべての学校で完全に統一された形にはなっていないというのが実情です。

（会長）

私立学校であれば方針の違いもある程度分かりますが、公立学校においてこれほどばらつきがあるのはどうなのかという思いがあります。今後は改善されていくということでしょうか。

（学校教育課）

その点については慎重に検討していく必要がありますが、本日いただいた貴重なご意見も今後の参考に共有させていただきます。

（青木委員）

この事業は計画の未来像2「子どもたちに未来を拓く力を育むまち」に属し、不登校などの子どもたちを教室に復帰させることを目標の一つとしてい

ますが、最終的な目標は義務教育を終えて社会で活躍できる人材を育てることだと思います。そういった中で、例えば中学校から高校への進路指導はどのように行われているのでしょうか。通信制高校など選択肢は広がっていますし、自分の好きなことを極めたい子もいると思いますが、どのように指導されているのかお聞きしたいです。

（学校教育課）

進路指導について、少人数支援室に通っている子どもたちも含めて、中学校3年生の生徒には学校で適切な進路になるよう、保護者と子どもとの三者面談等を行いながら、適切に決めております。

やはりなかなか学校に来られないお子さんも、様々な選択肢があるので、ご本人の意向を聞きながら適切に進めているような状況でございます。

（青木委員）

不登校の家庭には、親御さんが発達障害となっているケースもあると思いますが、やはりなかなか小中学生だと、家庭からの影響はすごく大きいと思っており、学校だけで何とかしようとしても難しいのではないかと感じています。例えば同じような悩みを抱える親同士のネットワークの構築など、自治体として何か支援しているのでしょうか。

やはり、同じ課題を抱えている仲間たちもたくさんいると思うので、そういったその横の繋がりをつくって、悩みをお互いに相談し合える場をつくるとか、そういったところは何かされているのかをお聞きしたいです。

（学校教育課）

学校教育課として、現在そうした事業は行っておりません。ただ、今いただいたご意見も大変重要な視点ですので、今後もう少し検討が必要であると考えております。

イ 空き家対策事業

危機管理課より説明。

<説明概要>

- ・令和5年度時点の空き家数約2,200戸、空き家率10.7%であり、県平均は上回るが全国より低い。
- ・苦情件数は増加傾向で令和7年度は153件。内容は雑草・樹木繁茂等の周辺への影響が多い。
- ・町が把握している空き家は419件で、苦情や区長らからの通報に基づく改善対象物件を管理している。
- ・対策体制は庁内関係課の検討委員会と、不動産業者等の外部専門家の協議会の連携により進められている。
- ・取組は予防（普及啓発、相続講座、エンディングノート配布）、改善指導（通知送付、自宅訪問）、連携強化の三本柱。令和7年度には14件の所有者宅訪問を実施した。
- ・特定空き家の認定制度や相続財産清算人制度を活用し、複雑な相続問題や管理放棄による空き家対策を推進している。
- ・著しい事例として、連絡困難な所有者宅の夜間訪問や多数の相続人による合意形成を支援し、改善交渉に進展が見られた事例を紹介。
- ・課題は職員の人員不足、業務重複、複雑化する空き家問題の長期化が挙げられる。交通安全や防犯業務との兼務により、対応リソースが限られている状況にある。

質疑応答

（岩浪委員）

資料6-2の1頁の空き家状況で、令和5年度が2,210件、下に記載された空き家総数は419件とあり、この件数の違いはどういったものなのでしょうか。

（危機管理課）

まず、空き家状況のグラフにある2,210件については統計上の数字でございまして、例えばアパートの空き部屋や、売買によって新たに所有者が見つかる

る物件なども全て含んだ数値となっております。

次に、1 頁の下部に記載されている町で把握している空き家の 419 件は、空き家に対する苦情や、区長さんの情報提供をベースに、改善が必要だと思われる空き家についての件数となっております。

そのため、国の統計と町が把握する数値では差が出てしまいますが、町として対策を行うにあたっては、適正に管理されている空き家や売買のための物件を把握する必要はなく、苦情や課題を抱えている空き家に対して対策していく必要があるため、私たちが現在把握している空き家が 419 件という状況となっております。

(岩浪委員)

把握している空き家については、個別の台帳みたいなものを作成しているのでしょうか。

(危機管理課)

個別の台帳を作成しております。所有者との交渉履歴や、所有者の状況など様々な情報を写真とともに一元化した空き家台帳システムを作成し、継続的な対策ができるように対応しているところです。

(木村委員)

空き家の定義がやたらと広い。例えば防犯パトロールをしても定義が広すぎて、留守なのか空き家なのかよくわからない。

もう 1 点は、行政区に依頼されて実施した空き家調査について、平成 27 年と令和 7 年に行われ、私も実施しました。この調査結果の資料を町に提供していますが、今度は逆に、空き家をリノベーションなどで利用したいとなった際に、町へ情報提供を依頼しても個人情報関係でほとんど提供されていない状況です。どこまで教えていただけるのかお聞きしたいです。

最後に、現在、市街地整備推進室が空き家のリノベーションに取り組んでいますが、危機管理課や産業振興課と連携ができているのか。私から見て、全くできていないように見えますが、いかがでしょうか。

(危機管理課)

まず空き家の定義についてですが、賃貸で利用する空き家なども含めて幅広く存在します。空き家対策特別措置法で位置づけられる空き家は管理状態が悪いものが対象となりますが、順位づけして言うと、きちんと管理されている空き家から全く管理されていない空き家まで非常に幅広い状態があります。危機管理課で所管しているのは、いわゆる管理が適切に行われていない家になります。

空き家の調査については、行政区にご協力いただき様々なデータをご提供いただいておりますが、先ほど木村委員からお話があった通り、個人情報の観点から、空き家の情報を一律に皆様に共有することはなかなか難しい状況です。例えば、個別の案件についてご質問いただければ、ある程度のご回答はできるかと思います。

ただし、地図上にマッピングして全体に公開するような形にしてしまうと、ここが空き家であると示すことになり、侵入等の防犯上の問題に繋がってしまうおそれがあるため、データの公開は慎重にならざるを得ません。

(木村委員)

そこまでを要求しているわけではないです。

目的のために利用したいので、教えて欲しいという状況です。

(危機管理課)

その点については、個別にご相談いただければと思います。

3点目の連携について、空き家対策事業も令和5年度に空き家対策計画を作って、3年が経過しているところでございます。

危機管理課としては、現在非常に多くの苦情が寄せられており、その対応に手一杯となっているのが実情です。地域の皆様からの苦情も非常に強い口調で「何とかしてほしい」と言われることが多く、その対応に大変苦慮しております。

空き家対策協議会のメンバーの方からも本来は、連携した活動をしていく必要があると話をいただいております。そういった中で、今後関係課を含めて、連携について、特に利活用については進めていかないとはいえないと考えているところでございます。そのため、現時点ではまだそこまで踏み込んだ連携が十分にできていない状況でございます。

(会長)

ただ我々の感覚で言うと、空き家の定義がわからない。私が知っている家は、管理はされているが、5年近く人は住んでおらず、空き家になるのか。

(危機管理課)

住んでいないということであれば空き家なのだと思いますが、建物自体が適正に管理されている状況であれば、危機管理課として行政が介入するという事までは踏み込めません。

一方で、木村委員がおっしゃっている活用となると、例えば行政が個人宅を直接活用するのはできないので、民間や個人で何か事業をやりたい人とを繋げていく、その橋渡しをやっていくプラットフォームのようなものを今後作っていく必要性は感じています。

(会長)

我々は何とかみんなで解決する方向に進めなければならないという認識です。ぜひ有機的な組織のようなものを作っていただきたいなと思います。

(新井委員)

まず、説明がすごくわかりやすかったです。

また、資料にでてきた「静かなる有事」、私はまさに名格言だと思います。これは結構推していけるかなと思います。

所有権絶対の原則がある中で、今できる限りのことに取り組んでくださっており、本当にありがたいと思っています。特に具体的な事例を出していただいたのも素晴らしく、よくやってくださっていると納得いたしました。本当に良いと思います。

空き家自体は気がよくないとか、また、景観が悪いとか犯罪の温床とされる、また、動物やハチの巣ができたり、また指名手配犯の潜伏先となったりして、こういった問題を改めて自分でも考えないといけないと真剣に考えてさせてもらういい機会になりました。これは、町全体でやっていかなければならないと本当に認識しました。

そういった中、全くの人手不足の状況で、これはあくまでも個人的な感想ですが、やっぱ課長以下に基本給に調整手当をあてて、特別措置をとらせてあげたいと思うぐらい、そういう気持ちで、やはり頑張っただけで欲しいなと思いました。

（危機管理課）

他の自治体では、専任組織みたいなものを作って対応している部署あるので、町としても先ほど連携や活用をやっていくには、何らかの組織化みたいなものは必要になってくると思っております。

（中里委員）

空き家対策には、時間や経費がかかる中で、先進的な取組をされていますが、現状では空き家対策への人員体制や予算の配分が少ないと感じています。

総合振興計画策定のアンケート調査における住民ニーズや満足度の項目でも、空き家対策へのニーズは非常に高いとされていた一方で、「重要度は高いが対策が十分ではない」とされていたと記憶しています。そこに対して、もう少し町としてリソースを割いていくべきではないでしょうか。そういう意味で、今後の予算要求や人員配置の取組をどのように考えておられるか伺いたいです。

（危機管理課）

危機管理課自身に人事権があるわけではないので、難しい部分もありますが、当然ながら人・物・金・情報も含めて拡充していかなければ、根本的な課題解決には繋がらないと考えております。組織や人事のヒアリングの場等においても、人員拡大の必要性を強く要求しているところでございます。

ですので、役場の組織としても、もう少し拡充していく必要があると進めていますが、一方で他にもいろいろな行政課題があることから、引き続き強く連携をしていきたいと思っております。

また、先ほど埼玉りそな銀行とも今回の空き家に関する協定を結びましたが、行政だけではなく、様々な民間事業者との連携も進めていく中で課題解決に向けて進めていきたいと考えております。ちなみに宅建協会とは連携協定を結ばせていただいて、実際に実績が上がってきている状況です。

行政だけで空き家の相談を受けても知識が不足し、解決に繋がらない部分もありますので、様々な方と連携して取り組みをさらに進めてまいります。

(折原委員)

固定資産税の納税通知書に、空き家の相談の啓発チラシを同封した取組をしているが、この取組によって相談につながっていることはあるのか。

(危機管理課)

令和7年度から固定資産税の納税通知書に空き家相談のチラシを同封させていただきます。

やはり空き家所有者は、町外にお住まいの方も結構多いので、その対策として、納税通知書にチラシを入れさせていただきました。

実際にそれによって解決に繋がっている物件も増えてきている状況です。

ですので、そういう取組も一助になっていると思っております。空き家所有者の中には「どこへ相談したらいいのか分からない」という方が一定数いらっしゃいますので、有効なアプローチだと思っております。

(染谷委員)

老朽空き家に対する解体の補助金はあるのでしょうか。まだ住めるかもしれない家の状態で解体しようと思った場合でも、補助金の対象となるのかお聞きしたいです。

(危機管理課)

現在、解体の補助金については今後制度を導入していこうと考えているところで、まだ制度設計が完全に出来上がっているわけではありません。ただ、やはり解体となると一定程度お金がかかると言われています。100平米ぐらいの木造住宅であれば、最低でも200万円ぐらいかかり、近年の物価上昇や住宅の立地によっても金額が大きく異なります。

解体に踏み切るためにお金がどうしても足りない人への呼び水になればということで、補助制度を導入したいと考えております。

県内の多くの自治体でも導入されているため進めていきたいですが、先ほど

木村委員も言われた通り、管理不全でどうにもならない状態になってからの解体はもちろんですが、その手前の段階であれば、本来は活用してもらうことが理想的です。そのため、補助金の対象とするにあたっては、何でもかんでも解体を支援するのではなく、やはり一定の条件をつける必要があると考えております。

(茂利委員)

実際に私が住んでいる地域でも、建物は比較的新しいが、数年間は人が住んでおらず、草が繁茂し、壊れた車も置きっぱなしで、これはどう見ても空き家という見た目です。近隣住民としては、空き家が犯罪の温床になるなど防犯上の心配があり、非常に不安を感じております。

住民として、そうした空き家に対して危機管理課が何らかの対応をしているのかどうかを把握できるようにすることは可能でしょうか。ただ、先ほども話があったように個人所有の財産のため、看板などをつけることはできないことはわかるが、なにか対策をしていることがわかると、住民としては安心するし、さらに地域の人たちと空き家対策で何か連携したり、日々の意識付けになったりするようなことができるといいかなと思います。

(危機管理課)

個人情報に関わるため、空き家である旨の張り紙等を現地に掲示することは難しい状況です。例えば、ご近所の空き家について気になる点があれば、インターネット上で通報いただけるシステムもご用意しております。

ただ、問い合わせいただいても、そこは空き家ですといった具体的なことは申し上げられませんが、危機管理課で所有者を調べて、家の管理について通知するといったことは常にやっております。

そのため、インターネット経由でも情報提供いただける仕組みになっていますので、ぜひ情報を寄せていただければと思います。

(水野委員)

マンパワー不足はもう早急に解決しなければならない課題であると思いました。

現在、空き家を利活用する動きがだんだん増えていると聞いておりますが、民間と協力しながら、例えば「空き家ファンド」のようなものを利用して活

用している事例も出てきております。民間にお願いできる部分は少しずつ増やしていけたら、職員の皆様の業務負担軽減にも繋がるのではないのでしょうか。もし活用可能な空き家がございましたら、民間と協力しながら活用していく方向もぜひご検討いただければと思います。

（危機管理課）

不動産として民間の流通に乗せることができれば、それが一番早い活用に繋がると考えております。家を売却し、新しく住んでくださる方が見つければ、一定の人口確保にも繋がりますので、民間の窓口等も活用しながら進めていきたいと考えております。

（木村委員）

今後人口が減少していく中で関係人口の創出が重要となります。関係人口を生み出す手法としても、空き家対策は非常に重要な役割を持っていると考えます。

（中里委員）

水野委員のお話に関連して、今回埼玉りそな銀行と連携協定を結ばれましたが、行政が受ける相談は管理や要望が中心になるかと思います。私たち銀行側としては、売却や利活用といった側面も含めたエコシステムを持っていますので、流通に乗らない物件なども含めてしっかり連携していきたいと考えております。

ウ 男女共同参画事業

人権・男女共同参画推進課より説明。

<説明概要>

- ・デートDV防止研修（中学3年生対象）や庁内職員DV防止研修の実施状況を説明。講師にNPO法人代表理事を招きロールプレイを交えた講義等を実施している。
- ・住民対象の男女共同参画講座では県の講師を招へいし、開催。昨年度は「ジェンダーの視点」をテーマに基礎講座を実施した。
- ・男女共同参画情報紙「YOU&I」や女性活躍情報紙「しごとのこころ」を発行。「しごとのこころ」では町内の小学校で出張授業も行い、意識啓発に努めている。
- ・女性相談窓口は月2回開催、相談件数は令和7年度86件で、そのうち6割がDV関連。福祉課、警察等とも連携して対応。
- ・第6次男女共同参画推進プランを策定。基本理念は「自分らしさを認め合い輝けるまち」としている。

質疑応答

（新井委員）

情報紙「しごとのこころ」が、私の周りの子どもたちや奥様方に好評です。ぜひ今後とも力を入れて進めていただきたいと思います。

あと、最近の小中高校生の将来になりたい職業で、いわゆる公務員とか、あとこういった役員とか、組織のリーダーなどがあがっており、子どもたちは結構頼もしいことを言ってくれています。

そうした中で、この審議会にも女性の委員が複数いらっしゃいますので、「しごとのこころ」の取材として、意外とここに在籍している方々を口説いても面白いのではないかとふと思い、良いアイデアではないかと思いました。

もう1点気づいたのが、様々な講座を企画していただいているのですが、セミナー型と言われるものが多いと感じました。なので、イベント型を取り入れてみるのも良いのではないのでしょうか。

実は私も体験したことがあるのですが、生理痛疑似体験をしまして、そういった体験を講座の中で取り込んでいくというのも一つの手ではないのかなと感じました。

(岩浪委員)

DV 研修を積極的にやられていますが、DV というと福祉部門でも一時保護をやっていると思うが、そういった連携はとられているのでしょうか。

(人権・男女共同参画推進課)

相談者にお子さんがいる場合、内容によっては子育て支援課と連携したり、あるいは相談の中でパートナーから暴力や暴言という内容があれば、当然担当課と一緒に関わっているケースもあります。

私も以前、子育て支援課にいた際に児童相談を受けたことがありますがお話を聞いていくうちに様子が違い、実はDV相談であったり、あるいは子どもから親への暴力であったりというパターンもございます。そのため、寄せられる相談内容に応じて関係機関と適宜連携を図りながら、相談受付や支援を進めているところでございます。

(岩浪委員)

緊急一時保護は福祉部門が一義的に対応することになるかと思しますので、そうした場面ではやはり密な連携が必要になってくると思います。

(水野委員)

資料 7-2 の 13 番に、講座の集客が振るわないと記載がありますが、その原因について何か分析されていればお聞かせいただきたいと思います。

(人権・男女共同参画推進課)

これまでは男女共同参画の基礎講座や、避難所運営における女性の参画など、身近なテーマではありましたが、ややテーマが大きすぎた面があったと考えております。今年度予定している講座では、例えば男性の家事・育児参画といったテーマに絞り、若い世代のご夫婦などをターゲットにして、男性がより積極的に家事に参加できるようになるような、対象を絞った形での講座を行いたいと考えております。

(水野委員)

きっと担当の中で話し合いをしながら、改善しているのではないかと思います。

今の時代、ネットで様々な情報を簡単に得られることもあり、一般の講座になかなか人が集まりにくいという話をよく耳にします。ですので、今度ターゲットとされる方々が何を求めているのか、アンケート等でしっかりとニーズを分析していくことが大切かと思います。ですから、何か工夫をしていらっしゃるのかなと思ひましてお伺いいたしました。

それからもう1点、私も警察の少年指導員を長年務めてきましたが、子どもたちの様々な問題が低年齢化していると聞いております。そのため、このデートDV研修は現在中学3年生を対象としていますが、様々な係の方や青少年育成に関わる方たちとも協議しながら、対象年齢を見直していくことも検討してはどうかと思いますが、何かお考えはございますか。

(人権・男女共同参画推進課)

確かに様々な面で低年齢化が進んでおり、子どもたちがトラブルや事件事故に巻き込まれるケースを毎日のように耳にする状況です。現在のデートDV研修は中学3年生を対象としておりますが、男女交際がもしかしたら小学生のうちから始まっているかもしれないと考えると、やはり対象年齢を少し下げの必要もあると感じております。

何事もそうですが、大人になってから学ぶよりは、子どものうちからある程度の知識を備えておく方が効果的です。すべてを完璧に覚えていなくても、「確か昔こんな研修を受けたな」と心に残るだけでも状況は変わってきますので、今後はなるべく若年層向けの研修に力を入れていく必要があると感じております。

(会長)

やはり、私がどうしても男女共同参画というネーミングに違和感を覚えるのは、資料7-2の1番に役場の女性職員の割合が51.35%に対して、女性管理職の割合が13.24%というのは、とても違和感があります。子どもたちに男女共同参画を説いている、言わば上部団体である役所自体が全く男女共同参画できていないと思います。

これは個別の課の責任ではなく、組織のトップの問題であると考えます。

それから、附属機関の女性委員の登用率目標は40%となっています。この審議会を例にとると、委員数15人のうち40%であれば6人いなければならないところ、現状では4人しかおりません。

こういったことを含めて、まずは随より始めていただきたいというのが私の意見です。

(吉倉委員)

全体的な議論として、本日の3つの事業について「財源の確保」という視点から少し意見を述べたいと思います。

まず、安心して学べる環境づくり事業の予算額を見ると、国庫補助は約200万円、一般財源が約2000万円弱となっており、決算額を見ると、一般財源が1800万円ぐらいになっております。国庫補助があるにも関わらず、使っていないということは、おそらく国庫補助の対象になる事業をやらなかった、または対象となる事業がなかったために、使わなかったのかなと思います。

次に、空き家対策事業の決算額は、一般財源でおよそ110万円ほど、男女共同参画事業の決算額は、一般財源で大体370万円で、両事業ともほとんど一般財源を使っています。

この3つの事業に言えることですが、これは杉戸町だけの問題ではなく、埼玉県他の自治体でも同様な課題を抱えているはずです。埼玉県でも、多分この3つの事業については重点事業ということで、考えているのではないかと思います。

それであれば、現在は一般財源を使わざるを得ない状況だと思いますが、もっと県の補助金をもらえないのかと考えます。県の補助金を活用できれば、一般財源を使わなくて済むわけですから、その浮いた一般財源を他の事業にも回すことも可能となるという考え方もできます。

ただ、杉戸町だけが声を上げて、なかなか県から補助金は出ないと思いますので、例えば埼玉県の町村会などを通じて他自治体とも意見をまとめて、県へ要望するなどの方法も取れると思います。

少しでも県から補助金をもらえるように考えていただければよろしいのではないかと思います。